

障害者虐待に係る事前質疑について

資料 6

《質疑①》

虐待防止法では、秘密録音を証拠に虐待認定を行うことは問題にされてないと思われる。しかし、これが民法や刑法となると、虐待認定を行った市町村や情報提供を行った人物が責任を問われることはあるか。

《回答①》

秘密録音については、犯罪には該当しない。民事訴訟法上も「著しく反社会的な手段を用いて人の精神的肉体的自由を拘束する等の人格権侵害を伴う方法によって採集された」場合は違法であり、証拠能力なしとする（東京高裁昭和52年7月15日判決）、「諸般の事情を総合考慮し、当該証拠を採用することが訴訟上の信義則（民事訴訟法2条）に反する」といえる場合に例外的に証拠能力なしとする（東京高裁平成28年5月19日判決）などとされており、原則としては証拠能力がある。

障害者虐待の証拠とするために秘密録音する場合に証拠能力なしとなることは、きわめて考えにくい。民法上の損害賠償責任が発生する事態も想定しにくい。

《本県からの意見等》

秘密録音が直ちに違法になるとはいえないが、当事者に事前説明することが望ましい。特に市町村は、相手方に録音・録画の目的を伝え、了承を得た上で行う。

《質疑②》

確固たる証拠がないものの事業所側が虐待認定を受け入れたため、改善のための指導を行うことができる場合がある。このようなケースで虐待認定の仕方が強引であると市町村が非難されるようなことはあるか。

また、最近では事業所と（勤怠関係や支援方針の理念などで）行き違いのある職員が（事業所に対して腹いせをするかのように）虐待通報をしてくるケースが散見する。仮に複数の職員からの証言だったとしても、フラットな立ち位置ではない職員からの証言は虐待認定の上で問題ないか。事業所と通報者がこじれた関係にある場合、両極端な主張をするため事実確認が非常に難しい。

《回答②》

客観的な証拠がなくとも、目撃証言によって虐待認定ができる場合もあると考える。事業所と行き違いのある職員については、虚偽供述の可能性や、誇張された供述の可能性（無意識の場合も含む）があるため、慎重に判断せざるを得ない。また、虐待者の自白のみに頼ることも危険である。

目撃証言の信用性については、目撃者の供述内容の具体性、供述内容が客観的な証拠と整合するか否か、目撃者と虐待現場の距離、角度、状況等、虚偽供述の動機の有無などを基準に考えることになると思う。

《本県からの意見等》

市町村として虐待の有無を判断する場合、その根拠を明確にする必要があります。ただし、特に施設従事者等による障害者虐待の事案においては調査権限に限りがあるため、目撃証言のみで判断する場合も想定されます。この時、証言の信用性を十分に検討する必要がある。

《質疑③》

虐待認定されたことで、風評被害が出たと事業所等が名誉棄損等にあたるとして市町村を訴えることは考えられるか。

《回答③》

確認できた限りでは、障害者虐待と判断されたことで風評被害が出たといった主張がされた事案や名誉棄損などで訴えられた事案はなかった。

一方、障害者虐待防止法に基づく行政指導を行うべき義務を怠ったとして、行政に対する国家賠償請求が容認された事案は確認された。

事実の摘示による名誉棄損行為については、以下を要件として故意・過失がないとして免責が認められる。

①公共の利害に関する事実に係ること（公共性）

②専ら公益を図る目的に出たこと（公益目的性）

③摘示された事実が重要な部分において真実であることが証明されたこと（真実性）、または、摘示された事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当の理由があること（相当性）

《本県からの意見等》

養護者虐待の事案ではありますが、市町村の行政指導を行う義務を怠ったとして国家賠償請求が認容された事例もあります。のことからも、虐待と判断しないことの責任を問われる可能性もあることを十分検討する必要があると考えます。

一方、「虐待」であるか否かにとらわれ過ぎてしまうと、本来、必要な事業所への指導の機会を逸することも考えられるため、虐待と判断されなかった事案においても、事実確認・調査における結果を通知する際等、事業所に対して確認できた不適切な運営等については指導をお願いいたします。

いずれの判断であっても、調査や判断の正当性を主張できるよう関係書類を整備しておく必要があります。

虐待通報や虐待の判断に係る風評被害や名誉棄損への考え方は上記回答のとおりですが、自治体においてその情報を適正に取り扱うことは当然のこと、相談・通報・届出者に対して、むやみに他言することで事業所側等から被害を訴えられる可能性があること等、情報の取り扱いについて助言するようお願いいたします。

《質疑④》

性的虐待を取り扱った際、市役所から警察への通報義務はあるのか。

通報義務がある場合、被害者が警察には言わないでくれと言っているときは、どのような対応が適切か。

《回答④》

前提として、性的虐待の中でも、犯罪に該当すると思われるものと、不適切であり虐待と判断されるが犯罪にまでは該当しないものがある。強制わいせつや強制性交等では、暴行又は脅迫によって、反抗を著しく困難にする程度のものであることを要する。

一般に、刑事訴訟法第239条第2項に規定されている公務員の告発義務については、訓示規程ではなく法律上の義務を課したものであると解され、当該行政機関の運営上の利害得失との関係による裁量の余地を認めるなどした上で、「告発を行うべきか否かは、犯罪の重大性、犯罪があると思料することの相当性、今後の行政運営に与える影響等の諸点を総合的かつ慎重に検討して判断されることになり、これらの理由に基づいて告発をしないこととしても、直ちに本項に違反するものではない」とされている。

「警察には言わないでくれ」との要請が極めて不合理な理由に基づくものであることが明白な場合等でない限り、必ずしも告発すべきとはならないと考える。性的虐待に限らず、身体的虐待についても、暴行罪や傷害罪に該当するような事案においても告発まではしていない場合が多いと想料する。

《本県からの意見等》

犯罪に該当するか否かは、警察や検察等が判断することになるため、市町村としては、上記意見を参考に、得られた情報から告発の判断をすることになるものと思料します。

まずは、被害者側が、警察には言わないでほしいと希望する理由を十分にご確認いただき、認識の誤りや情報提供は十分に行っていただけると良いと思います。その上で、警察へ相談する意思があれば支援をお願いいたします。

《質疑⑤》

障害者虐待の事実確認の際、医療機関への事実確認（調査協力）を求めたところ、根拠法令を示してほしいと言われた。何か適切な対応方法はあるか。

《回答⑤》

児童虐待の場合には、個人情報保護法第27条（令和4年4月1日施行、以下、現行法ではなく令和4年4月1日施行後を前提に〇条と記述）第1項第3号に、第三者提供の制限に関する規定がある。そのほか、同法第18条第3項第3号、第20条第2項第3号があり、配慮されている。児童虐待防止法第13条の4にも資料又は情報の提供に関する規定がある。障害者虐待や高齢者虐待にはこのような規定はない。

障害者虐待の調査において医療機関に受診時の状況や診察結果等を尋ねる場合、根拠法令として考え得るものとしては、個人情報保護法第27条第1項第2号「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」であると考える。この場合にはあらかじめ本人の同意を得なくとも個人データを第三者に提供することが許される。なお、個人情報保護法にいう「個人情報」とは、生存する個人に関する情報に限り、死者の情報を対象としていない（第2条第1項）。ただし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合は、当該生存する個人に関する情報となる。そのため、死者に関する情報提供に個人情報保護法第27条第1項第2号が適用されない場合があるが、この場合に個人データを提供してはいけないとの法令もないことになる。もつとも、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（個人情報保護委員会・厚生労働省、平成29年4月14日）では、患者が死亡した後においても、生存する個人の情報と同様の安全管理措置を講ずるよう求めており、障害者虐待に関して情報提供することについては、個人情報保護法第27条第1項第2号に準用されるとしてよいと考える。

一般的な努力義務を定める規定ではあるが、障害者虐待防止法第6条第3項も考えられる。

《本県からの意見等》

児童虐待の場合のように、明確な整理がされていないことが現状であり、上記回答を参考に医療機関へ協力を求めることが考えられる。協力を求めて、協力を得られない場合は、得られた協力の範囲で判断することになる。

前提としては、被虐待者本人、御親族への丁寧な説明と協力依頼を行い、説明に同席するという方法が望ましいと考える。

なお、医療機関への受診が必要になる虐待事案において、事実確認ができず再発する可能性がある場合には、警察への通報も検討する必要がある。